一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について・・・・2

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年5月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 y a t a (法人番号: 7020002104113) 代表者 林 浩司
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市幸区古川町19-4 (大田営業所) 東京都大田区多摩川2-16-1-301
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6)違反行為の概要	令和4年12月21日、定期的な監査を実施。1件の違反が 認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事 業運輸規則第24条第5項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点
	当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年5月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社宝観光 (法人番号:6090002010339) 代表者 赤澤 泰樹
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県都留市つる1-1412-1 (本社営業所) 山梨県都留市つる1-1412-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項
(6)違反行為の概要	令和5年1月12日及び令和5年1月31日、定期的な監査を 実施。2件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任違 反(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項)、(2)運 行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点
	当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)